

(旅館業、公衆浴場)

## 許可申請時の水質検査について

浴用水、洗面用水及び飲料水に水道水以外の水を使用する場合は、以下の水質検査が必要です。

### ○ 原水、原湯、上り用湯及び上り用水についての水質検査項目（6項目）

	水質検査項目	判定基準
1	色度	5度以下
2	濁度	2度以下
3	水素イオン濃度	5.8 以上 8.6 以下
4	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1L 中 10mg 以下
5	大腸菌群	50mL 中に検出されないこと
6	レジオネラ属菌	検出されないこと(100mL 中に 10cfu 未満をいう)

※ 1～4については、判定基準を適用しないことがあります。

※ 採水は吐水口から浴槽に落ちる前の湯、または貯湯槽内から実施してください。

### ○ 洗面用水及び飲料水の水質検査項目（11項目）

	水質検査項目	判定基準
1	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L 以下
2	亜硝酸態窒素	0.04mg/L 以下
3	塩化物イオン	200 mg/L 以下
4	有機物等（全有機炭素量）	5mg/L 以下
5	一般細菌	100 個/ml 以下
6	大腸菌	検出されないこと
7	pH 値	5.8 以上 8.6 以下
8	濁度	2 度以下
9	色度	5 度以下
10	臭気	異常でないこと
11	味	異常でないこと

#### 【注意事項】

※ 採水の日を起点として6か月以内の水質検査成績書の写しを添付すること。

(原本照合するため、原本もお持ちください。)

※ 使用していない水（湯）を検査すること。

※ 水質検査は、①国公立の衛生試験機関又は②食品衛生法及び水道法に規定する登録検査機関に検査を依頼すること。(旅館業の場合は、③建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する建築物飲料水水質検査業の登録を受けた者も可)

(厚生労働省のホームページに記載されている「水質検査機関登録簿」をご参照ください。)

### ○ 神奈川県内に検査を行う事業所がある検査機関で、レジオネラ属菌の検査を実施している検査機関

名称	検査を行う事業所の所在地	電話番号
一般財団法人北里環境科学センター	相模原市南区北里 1-15-1	042-778-9208
ユーロフィン日本環境株式会社	横浜市金沢区幸浦 2-1-20	045-780-3851

料金、日程、採水容器などについては、各検査機関にお問い合わせください。